

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇ 條例 鳥取県税条例の一部改正
- ◇ 規則 鳥取県開拓審議会規程
- ◇ 告示 国民健康保険を行う村に対する条例制定認可  
保安林解除について  
建設業者の登録  
建設業者の変更登録  
耕地整理組合の換地処分認可  
右同
- ◇ 公安告示 土地改良区の定款変更認可  
土地改良事業計画の認可申請  
私立各種学校の設置認可
- ◇ 雑報 道路取締法による速度制限  
町村合併に伴う管轄区域の変更について

## 條例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県条例第三十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十五年九月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び昭和二十七年年度」を、「昭和二十七年度及び昭和二十八年年度」に改める。

第三条第二項中「及び昭和二十七年年度（法人にあつては、昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分）」を、「昭和二十七年年度（法人にあつては、昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度直前の事業年度ま

での間の事業年度分)及び昭和二十八年度(法人にあつては、昭和二十八年一月一日の属する事業年度から昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)」に改め、同条第三項中「昭和二十七年十二月三十一日」を「昭和二十八年十二月三十一日」に改める。

第六十二条に第二項として次のように加える。

2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので左の各号の一に該当するものに対しては、自動車税を課さない。

一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

二 血液事業の用に供する自動車

三 救護資材の運搬の用に供する自動車

第三章の標題中「及び昭和二十七年」を「、昭和二十七年及び昭和二十八年度」に改める。

第八十五条第一項中「昭和二十七年」にあつては、昭和二十六年中」の下に「、昭和二十八年」にあつては、昭和二十七年中」を加え、同条第二項中「、又は昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「、昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「、昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第八十六条第一項中「、昭和二十七年」については昭和二十六年中又は昭和二十七年一月一日から事業廃止の日までの」の下に「、昭和二十八年」については昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から事業廃止の日までの」を加える。

第九十一条中「又は昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第九十二条第一項中「昭和二十七年」にあつては七月十五日」の下に「、昭和二十八年」にあつては六月十五日」を加える。

第九十九条第一項中「昭和二十七年」にあつては昭和二十六年中」の下に「、昭和二十八年」にあつては昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

二十七年中」を加え、同条第二項中「又は昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改め、昭和二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第二百二条第一項中「又は昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「昭和二十七年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第二百三条中「昭和二十七年」にあつては七月十五日」の下に「、昭和二十八年」にあつては六月十五日」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、自動車税については昭和二十八年二月十三日からその他の県税については昭和二十八年度分から適用する。

2 昭和二十八年一月一日から同年二月二十八日までの間において事業年度が終了する法人の当該事業年度の

所得に係る事業税並びに当該期間中に事業年度が終了する法人で同年四月三十日以前に残余財産を分配するものの当該事業年度の清算所得に係る事業税及び当該期間中に合併により消滅した法人の清算所得に係る事業税に限り第九十三条第一号中「各事業年度終了の日から二月」、第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」及び「各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに第三号中「合併の日から二月」とあるのは、それぞれ「昭和二十八年四月一日から同年同月三十日まで」と読み替えるものとする。

規 則

鳥取県開拓審議会規程をここに公布する。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十五号

鳥取県開拓審議会規程

開拓者資金融通法に基きこの規則を定める。

(所掌事務)

第一条 鳥取県開拓審議会(以下「審議会」という。)

は知事の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を關係行政庁に建議する。

一 法第六条第二項に規定する事項

二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十七條、第四十八條第五項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第五十九條第二項、第四項及び第六十四條に規定する事項

三 開拓地における營農指導に關する事項

四 その他開拓に關する重要事項

(組織)

第二条 審議会は、知事、委員三十七人以内及び地方委員若干人で組織する。

2 地方委員は、知事の定めるところにより、前条第二号に掲げる事項に關する審議会の事務の一部を特定の

地域ごとに分掌する。

(委員)

第三条 委員及び地方委員は、關係行政機關の職員及び

第一条に掲げる事項に關し學識經驗のある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 學識經驗のある者のうちから任命又は委嘱された委員及び地方委員の任期は二年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

3 委員及び地方委員は非常勤とする。

(会長)

第四条 知事は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会に土地部会、入植者選定部会、金融部会、地方土地部会及び地方入植者選定部会の五部会を置き、各部会にそれぞれ部会長を置く。

2 土地部会、入植者選定部会、金融部会の各部会長は、農林部長を、地方土地部会、地方入植者選定部会の各部会長は、地方事務所長を充て、部会に属する委員又は地方委員は、会長が指命する。

3 会長が必要があると認めるときは、二以上の部会の合同部会を開くことができる。

4 会長が特に審議会の総会を開く必要があると認める場合の外は部会又は合同部会の決議をもつて審議会の決議とする。

(土地部会)

第六条 土地部会は、審議会が知事から次に掲げる諮問を受けた場合これについて審議し答申する外、都道府県開拓審議会令(昭和二十四年政令第百六十三号以下「政令」という。)第一条の規定による建議案を作成する。

一 開拓用地とするための国有地の所管換又は所屬替の適否についての諮問

二 農地法第四十四条第一項第二号の権利について同

法第四十七条の規定による諮問

三 面積が十町歩を超える地区の民有地について農地法第四十七条の規定による諮問

四 面積が十町歩以下の地区の民有地であつて次に掲げるものについて農地法第四十七条の規定による諮問

- (イ) その地区に保安林皆伐禁止林分保安施設地区又は砂防指定地に指定された地域の土地があるもの
- (ロ) その地区に国立公園若しくは国定公園の特別地域又は史蹟名勝天然記念物保存のため指定(仮指定を含む。)された地域の土地があるもの
- (ハ) その地区に鑛業権又は採石権があるもの
- (ニ) その他会長が特に土地部会の審議を必要と認めるもの

五 第二号の権利又は第三号及び第四号の民有地について農地法第四十八条第五項の規定による諮問

六 農地法第五十七条第一項の規定による土地又は施設の使用についての同条第二項の規定による諮問

七 第三号及び第四号の民有地の代地についての農地法第五十九条第三項で準用する同法第四十七条及び同法第四十八条第五項の規定による諮問

八 漁業権入漁権又は公有水面の埋立をする権利についての農地法第五十六条第二項の規定による諮問

九 その他開拓に関する重要事項の諮問

(入植者選定部会)

第七条 入植者選定部会は、審議会が知事から次に掲げる諮問を受けた場合これについて審議し答申する外、政令第一条の規定による建議案を作成する。

一 農地法施行令第九条第二項第一号の者の選定についての農地法第六十四条の規定による諮問

二 農地法第六十四条但書の個人又は団体の選定についての同法第六十四条の規定による諮問

三 農地法施行令第九条第二項第二号の者の選定で会長が入植者選定部会に所掌させることを適当と認めらるものについての農地法第六十四条の規定による諮問

四 第一条第三号に規定する事項の諮問

五 その他入植者の選定に関する重要事項の諮問

(金融部会)

第八条 金融部会は、審議会が知事から次に掲げる諮問を受けた場合これについて審議し答申する外、政令第一条の規定による建議案を作成する。

一 資金の貸付 一時償還の請求及び支払猶予についての法第六条の規定による諮問

二 開拓地の課税に関する諮問

(地方土地部会)

第九条 地方土地部会は、審議会が知事から次に掲げる諮問を受けた場合これについて審議し答申する外、政令第一条の規定による建議案を作成する。

一 第六条第三号及び第四号に掲げる地区以外の民有地についての農地法第四十七条の規定による諮問

二 前号の民有地についての農地法第四十八条第五項の規定による諮問

三 第一号の民有地の代地についての農地法第五十九

条第三項で準用する農地法第四十七条及び同法第四十八条第五項の規定による諮問

(地方入植者選定部会)

第十条 地方入植者選定部会は、審議会が知事から農地法施行令第九条第二項第二号の者の選定についての農地法第六十四条の規定による諮問を受けた場合これについて審議し答申する外、政令第一条の規定による建議案を作成する。

(幹事)

第十一条 審議会に幹事若干人を置き県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の指揮を受け庶務を整理する。

(書記)

第十二条 審議会に書記若干人を置き県職員のうちから知事が任命する。

2 書記は、上司の指揮をうけ庶務に従事する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるものの外審議会の運営に関

し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県開拓審議会規程及び鳥取県開拓審議会部会規程(昭和二十四年八月鳥取県告示第四百三十七号)は、廃止する。

鳥取県告示第七十五号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基づき条例制定を認可した。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行う村

八頭郡大御門村

一 認可年月日

昭和二十八年四月一日

告 示

鳥取県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項及び第四十条に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の保安林を解除する予定である。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 所在地

鳥取県東伯郡泊村大字園字浜山二、三二三番

一 面積

現保安林面積 三町九反三畝歩 二反九畝一九歩  
要解除面積 実測 四反歩

一 解除申請者

鳥取県東伯郡泊村長 山本 文平

一 施業要件

一 伐採に関する事項

- (1) 主伐はマツⅧ令級以上の立木について行う
- (2) 伐採は単木選伐法による

(3) 伐採くり返し期間は十年とし一回の伐採量はくり返し期間中の総生長量の範囲内としその時の立木蓄積の三〇%以内とする

(二) 植栽に関する事項

マツの人工植栽による

(三) その他の事項

落葉、下草、土石の採取を禁ずる

一 指定された目的

飛砂防備

一 解除の理由

河川改修のため

鳥取県告示第七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
(ろ) 第二四八号

昭和二十八年  
二月二十一日

興和建設工業株式会社

東伯郡倉吉町大字明治町一、〇一七

米沢 美好

第二四九号

二月二十七日

山 根 組

鳥取市藪片原一三二

山根 甚八

第二五〇号

三月十九日

福 屋 洋 行

岩美郡岩井町

吉浦 博治

第二五一号

三月十九日

田 野 組

鳥取市元大工町二六

田野 秀吉

第二五二号

三月二十八日

沢 田 組

今町二丁目六九

沢田松次郎

第二五三号

〃

沢 田 商 会

今町二丁目四七の一

沢田 武二

第二五四号

〃

森 口 組

岩美郡宇倍野村大字宮の下二八一

森口 達治

第二五五号

〃

米 村 組

鳥取市吉方二九〇

米村 稔

第二五六号

三月三十日

小 川 建 設

八頭郡船岡町中野七二

小川 市藏

鳥取県告示第七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年四月十日変更登録した。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
(3)第一〇七号

昭和二十六年  
十月十九日  
昭和二十七年  
九月五日

有限会社 松本組

新 旧 鳥取市東品治町六八  
" 元大工町二〇

松本 権三

" 第一八一号

鳥取建設株式会社

鳥取建設株式会社

新 旧 鳥取市東品治町一五三  
" 〇の五

米村芳次郎

" 第一八三号

十一月十九日

吉山工務所

新 旧 鳥取市行徳二一四の一  
" 今町二丁目七の三

岡田 重吉

" 第一七一号

八月一日

三興電設株式会社

新 旧 鳥取市吉方三二〇  
" 元魚町二丁目二五

新 旧 上山 貞一

鳥取県告示第八十号

気高郡明治村小原耕地整理組合の換地処分について、昭和二十八年四月二十日認可した。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第八十一号

東伯郡下郷村森藤耕地整理組合の換地処分について、昭和二十八年四月二十日認可した。

鳥取県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、県村鴨箇池土地改良区の定款変更について、昭和二十八年四月二十日認可した。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、日置谷土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八条第五項において準用する第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九条において準用する第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年四月二十五日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

気高郡日置谷村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び第八十三条の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 鳥取洋裁学院

所在地 鳥取市立川三丁目六九番地の一

設置者 上田太郎

認可年月日 昭和二十八年四月二十一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通取締法第六条の規定により次のとおり速度制限

をする。

昭和二十八年四月二十四日

鳥取県公安委員会

一 制限の場所

- (1) 岩美郡岩井町大字岩井の内  
国道九号線岩美郡岩井町大字岩井三二〇番地地先から同地内岩井大橋東詰に至る三〇〇メートルの間。
- (2) 岩美郡大成村大字吉野の内  
指定府県道蒲生鳥取県岩美郡大成村大字吉野二九番地地先から同地内二九三一二番地地先に至る二〇〇メートルの間。
- (3) 岩美郡大成村大字中河原の内  
指定府県道蒲生鳥取線岩美郡大成村大字中河原七六番地地先から同地内六六一六番地地先に至る二〇〇メートルの間。
- (4) 気高郡宝木村大字宝木の内  
国道九号線気高郡宝木村大字宝木一一九八番地地先から同地内三九一番地地先に至る四〇〇メートルの間。

間。

- (5) 気高郡末恒村大字末恒の内  
国道九号線気高郡末恒村大字末恒字伏野一八五一一番地地先から同地内二二五七番地地先に至る三〇〇メートルの間。
- (6) 東伯郡八橋町大字保及び浦安町浦安の内  
(イ) 指定府県道野井倉浦安停車場線東伯郡八橋町大字保一五番地地先から東伯郡浦安町浦安二七三、二七四、二七六会併番地地先に至る三〇〇メートルの間。  
(ロ) 指定府県道八橋勝山線東伯郡浦安町大字浦安四三四一一番地地先から同地内一六九番地地先に至る五〇〇メートルの間。
- (7) 西伯郡外江町大字外江の内  
一般府県道渡停車場線西伯郡外江町大字外江一、六八四番地地先から同地内三、四一四番地地先に至る九五〇メートルの間。
- (8) 西伯郡彦名村大字六部の内  
一般府県道渡米子線西伯郡彦名村一一七一番地地先

から同地内四二二三三五番地河井地地先迄二五〇メートルの間。

- (9) 西伯郡崎津村大字大崎の内  
一般府県道渡米子線西伯郡崎津村大字大崎九五〇番地地先から同地内二二二番地地先に至る三五〇メートルの間。
  - (10) 日野郡江尾町大字小江尾三つ田の内  
一般府県道日野郡江尾町大字小江尾三つ田七六番地地先から同地内一七三九番地地先に至る八〇〇メートルの間。
  - (11) 日野郡根雨町大字根雨の内  
一般府県道日野郡根雨町大字根雨二二四番地地先から同地内一四〇番地地先に至る二〇〇メートルの間。
- 二 制限速度  
最高速度 毎時二十キロメートル  
制限の対象 諸車

雑 報

昭和二十八年四月二十四日

鳥取食糧事務所長 西 山 義 雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について  
当所上井支所東郷出張所外二出張所の管轄区域及び名称を昭和二十八年四月一日から次のとおり変更した。

記

一 事務所の名称

新

旧

上井支所東郷出張所	上井支所東郷出張所
羽合	長瀬
関金	南谷
東郷出張所	泊村、東郷町
羽合	羽合町、上井町、上北条村、中北条村、下北条村
関金	関金町、上小鴨村

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

発行日 火、金

印 發

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取

所 縣